

全 住 協 第 1 9 7 号
令和元年 1 0 月 3 0 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

令和元年台風第 1 9 号による災害に伴う宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化に関する法律、住宅宿泊事業法及び賃貸住宅管理業者登録規程の特例措置等について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 令和元年台風第 1 9 号による災害に伴う宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化に関する法律、住宅宿泊事業法及び賃貸住宅管理業者登録規程の特例措置について (令和元年 1 0 月 1 8 日付 事務連絡)
(2) 印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について (令和元年 1 0 月 1 8 日付 事務連絡)
(3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の施行に当たっての留意事項について (令和元年 1 0 月 1 8 日付 警察庁丙組組企発第 1 7 8 号)
2. 送付資料 1 の(1) (2) (3) の通知文
※全住協HPに通知文に係る関係資料全文を掲載
3. 参考HP 令和元年台風第 1 9 号等に係る被害状況等について
(内閣府防災情報のページ)
<http://www.bousai.go.jp/index.html>
4. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上

一般社団法人マンション管理業協会 担当者
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 担当者
公益社団法人全日本不動産協会 担当者
一般社団法人不動産協会 担当者
一般社団法人不動産流通経営協会 担当者
一般社団法人全国住宅産業協会 担当者
公益社団法人日本賃貸住宅管理協会 担当者

殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課

令和元年台風第19号による災害に伴う宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化に関する法律、住宅宿泊事業法及び賃貸住宅管理業者登録規程の特例措置について

令和元年台風第19号による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長等について、下記のとおり措置（詳細は別添参照）されたのでお知らせ致します。

なお、本措置に関して、別添のとおり、各地方整備局等あて通知をしたので参考までに送付致します。

記

1. 宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長について

○特定被災地域内に主たる事務所等を有する者に係る以下のものについて、有効期間が令和元年10月10日以後に満了するものは、当該有効期間の満了日が一律に令和2年3月31日まで延長されることとなった。

- ・宅地建物取引業者の免許
- ・宅地建物取引士証の交付
- ・マンション管理業者の登録
- ・管理業務主任者証の交付
- ・賃貸住宅管理業者の登録

2. 宅地建物取引業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者及び賃貸住宅管理業者の変更の届出等の不履行の場合の免責等について

・宅地建物取引業者等が令和元年台風第19号により、変更の届出等の履行期限までに義務の履行ができなかったと認められるときは、令和2年1月31日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなる。

【別添】

○令和元年台風第19号による災害に伴う宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化に関する法律、住宅宿泊事業法、賃貸住宅管理業者登録規程及び不動産特定共同事業法の特例措置について

業界団体の長 あて

国土交通省
土地・建設産業局
不動産業課

印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について

租税特別措置法（以下「租特法」という。）により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、当該非課税措置の対象となる自然災害について、下記のとおり適用となっておりますので、貴団体傘下の不動産業者に対する周知方宜しくお願いします。

なお、令和元年10月15日13時00分現在、当該非課税措置の対象となる自然災害は、別紙のとおりであることを申し添えます。

記

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令和・9・9	令和元年台風第15号による災害	・神奈川県横浜市
令和・9・9	令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害	・千葉県（県内全域）

※ 自然災害とは、被災者生活再建支援法第2条第2号の政令で定める自然災害をいいます。

警察庁丙組組企発第178号

令和元年10月18日

関係省庁担当局部長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の施行に当たっての留意事項について

令和元年台風第19号の被害の状況等に鑑み、一定の特例を認めるため、この度、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和元年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号。別添)が公布・施行されましたが、犯罪への悪用を防止するため、所管する特定事業者に対し、必要に応じ下記の点を周知していただくようよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(附則第8条第1項関係)
本規定は、令和元年台風第19号に係る寄附のために行われる現金送金であって、送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものについては、その額が200万円以下のものに限り、特別に取引時確認義務の対象取引から除くこととするものであります。
この特例は、今回の台風に係る寄附による被災者の救援という公益性が極めて大きいことに鑑み特別に認めるものであります。したがって、犯罪者がこれを悪用して、犯罪収益の移転に利用することを確実に防ぐ必要があります。為替取引を扱う金融機関等においては、本規定の運用に当たり、今回の台風に係る寄附のために行われるものであること及び送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものであることを厳格に確認していただくようお願いいたします。特に、公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の台風に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座を対象として運用がなされるようお願いいたします。

2 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（附則第8条第2項関係）

本規定は、令和元年台風第19号で被災した方が本人確認書類を全て紛失するなどして正規の方法で本人特定事項の確認を行うことが困難と認められる場合に、本人確認書類が整うまでの暫定的な措置として、当分の間、申告を受けする方法により本人特定事項の確認を行うことができることとし、この場合に、本人確認書類が整った段階で、遅滞なく正規の本人特定事項の確認方法を行うこととするものです。

この特例は、今回の台風で被災した方が本人確認書類が用意できないために生活再建に必要な取引が行えないなどの事態が発生しないよう特別に認めるものであります。したがって、そのような事情がない者が本規定を犯罪に悪用するというのを確実に防ぐ必要があります。特定事業者においては、本規定の運用に当たり、今回の台風で被災した方で真に本人確認書類を用意できない場合のみを対象とするため、本人確認書類を用意できない事情及び扱う取引が真に必要なかどうかをよく確認するなど格別の注意を払っていただくようお願いいたします。

なお、本規定はあくまでも特別に柔軟な確認方法を許容するものであり、特定事業者において、正規の確認方法で行うことやこれができない場合に取引を行わないことを妨げるものではありません。